

# 令和元年度東京都税制調査会 第 1 回 小委員会

「**高端委員 プレゼン補足資料**」

令和元年 6 月 1 4 日

[高端委員 プレゼン補足資料] 目次

| 資料名               | 頁 |
|-------------------|---|
| 国税と地方税の税源交換論について① | 1 |
| 国税と地方税の税源交換論について② | 2 |
| 不交付団体の財源超過額の推移    | 3 |
| 東京都における財源超過額の推移   | 4 |

# 国税と地方税の税源交換論について

○経済財政諮問会議「地方の元気が日本の力」(平成19年11月8日増田議員提出資料)

## Ⅱ 地方税改革の方向を踏まえつつ、地方税の偏在を是正

### 1. 地方税改革の方向

- 国と地方の役割分担(歳出比 国4:地方6)を踏まえ、税源配分の見直しを行い、当面、国と地方の  
 税込比1:1を目指して地方税を充実。
- その際、地方消費税の充実などにより、税込が安定的で偏在度の小さい地方税体系を構築。

### 2. 偏在是正の方法＝税源交換を基本に検討

- 偏在度の小さい地方消費税と偏在度の大きい地方法人二税を交換。(当面、消費税の地方交付税分を  
 地方消費税へ、地方法人二税を国の法人税の地方交付税分に、それぞれ一部移管することを中心に検討)
  - 地方税改革の方向に対応
  - 減収団体も税込安定

【参考】国の消費税1%分(2.6兆円)を地方法人二税と交換した場合  
東京都△約3,000億円 愛知県△約800億円 等

○地方財政審議会「地方公共団体間の財政力格差の是正についての意見」(平成19年11月16日)

### 第三 地方税込の偏在是正に向けた具体的な方策

消費税を含む税込体系の抜本的改革に向けて、国・地方を通じて安定的な社会保障財源を確保する等の観点から、消費税・地方消費税のあり方も議論されている。あるべき地方税込体系の構築に向けた改革の方向性との整合性に鑑みれば、偏在度の小さな地方消費税を拡充していく中で、偏在度の大きな法人課税について国・地方の配分を見直すことなどにより偏在度の小さい地方税込体系を構築することが重要である。

しかしながら、地方税込全体が増えない中で、早急な地方税込の偏在是正方策が求められている状況においては、国の消費税の一部を地方消費税にする一方で、地方法人二税の一部を同額国税化する、いわゆる税源交換を基本に検討すべきである。

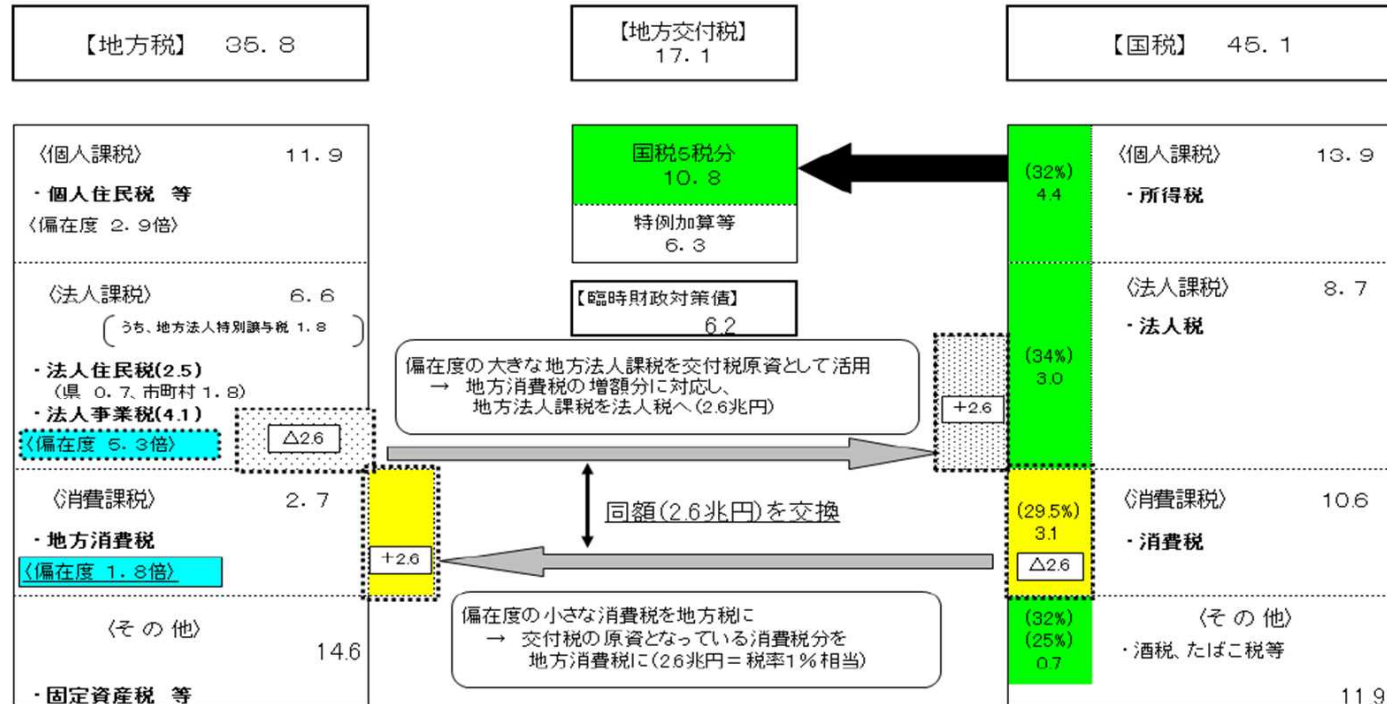
税源交換を行った場合、地方法人二税の税込シェアの大きな団体は税込が減少するが、地方消費税が充実されることにより、税込構造自体が安定化するというメリットもあり、全体として偏在度が小さく、安定的な地方税込体系の構築に資する改革となる。

# 国税と地方税の税源交換論について

○全国知事会議「地方税制における税源偏在の是正策の方向性について」(平成25年9月17日地方税財政制度研究会)

国税と地方税の税源交換のイメージ(H25予算・地財ベース)

(単位:兆円)



注:国はH25当初予算、地方はH25地方財政計画(ただし、地方税の偏在度はH23決算数値)による。超過課税及び法定外税を含まない。  
 国税は地方法人特別税を除いた額、地方税は地方法人特別譲与税を加えた額である。  
 地方税の偏在度:各都道府県ごとの人口1人当たり税取額の最大値を最小値で割ったもの。

○「地方法人課税のあり方等に関する検討会報告書」(平成25年11月6日)

## 5 税制抜本改革法に基づく地方法人課税のあり方等に関する抜本的な見直しについて

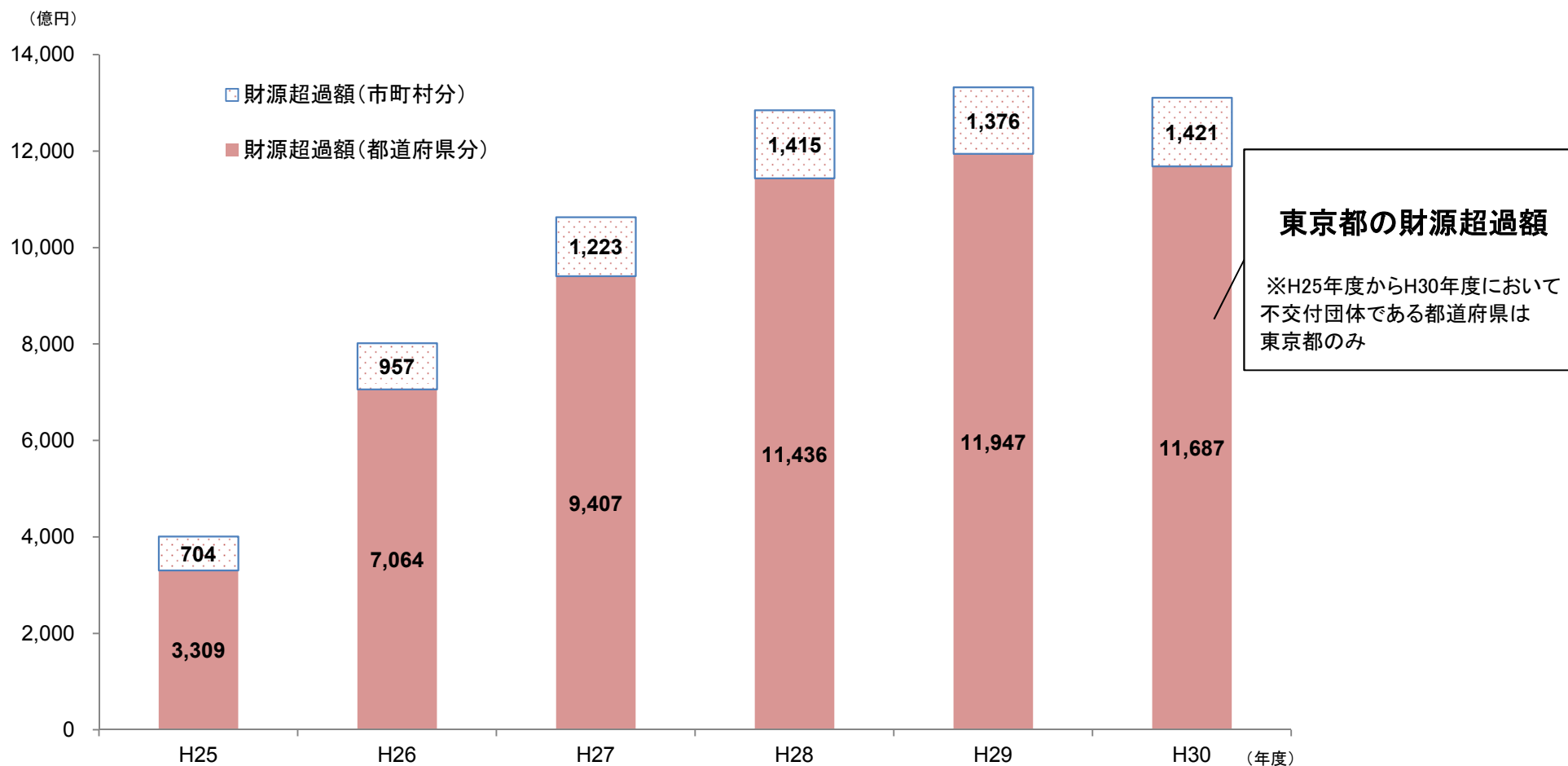
### (3) 基本的な方向性

当検討会としては、平成20年度税制改正において創設された地方法人特別税・譲与税制度が、消費税1%相当額と地方法人課税の税源交換を将来的に行うことを前提に、税源交換が実施されるまでの間の暫定措置として創設されたものと位置づけて考えるべきであること、さらに、地方交付税原資化に最もふさわしい税は偏在度の高い法人住民税法人税割であることから、消費税に係る地方交付税法定率分を地方消費税とし、法人住民税法人税割を地方交付税原資とする税源交換を、基本的な目標とすべきであるとする。

# 不交付団体の財源超過額の推移

〔財源超過額〕

普通交付税の算定における基準財政収入額が基準財政需要額を超える額



注1 平成27～31年版地方財政白書（総務省）及び平成26～30年度東京都普通交付税の算定結果について（東京都財務局）より作成。

注2 平成30年度は当初算定の数値である。

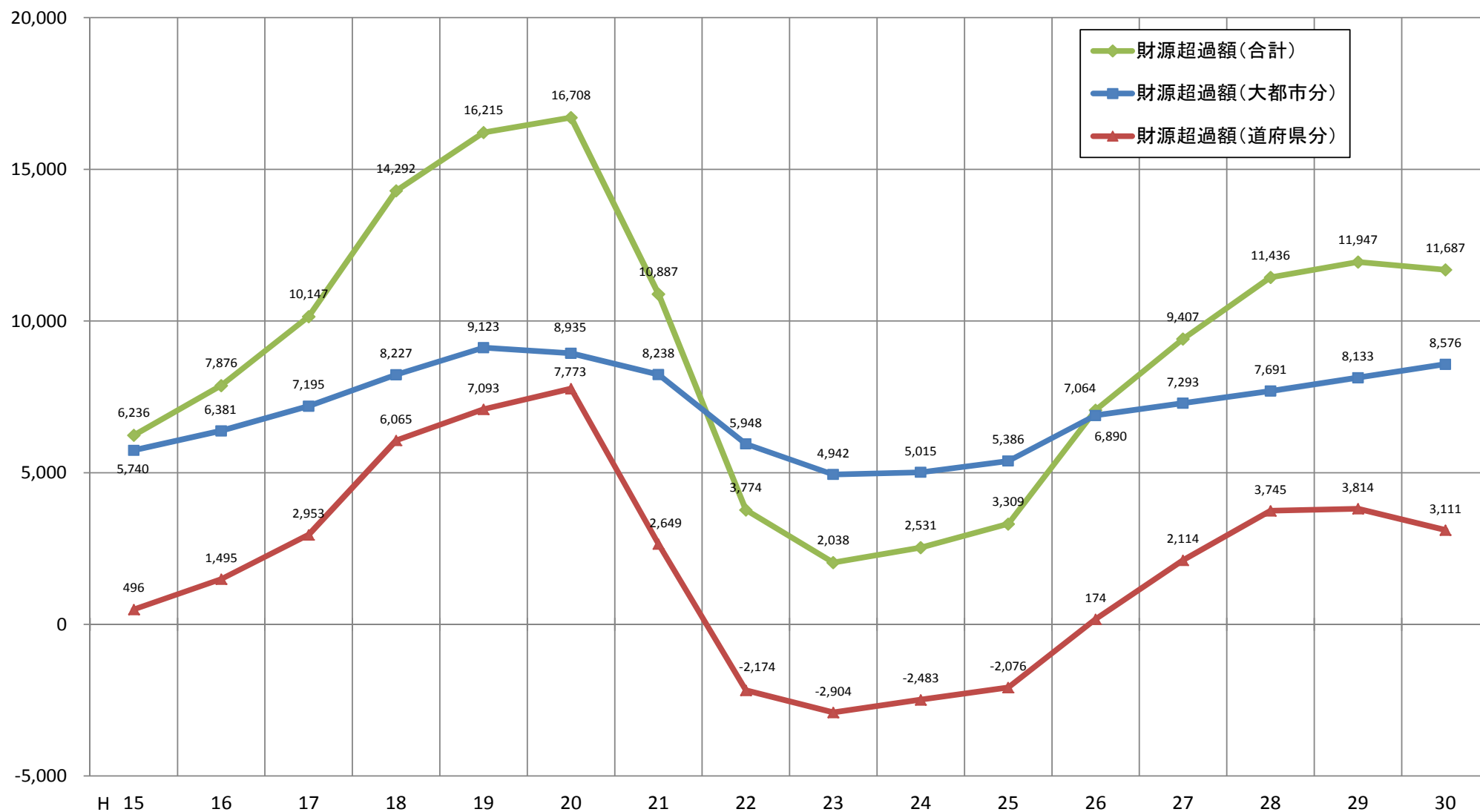
注3 市町村分は、一般算定分と合併算定替分とを単純に合算したものである。

注4 東京都にあっては、地方交付税法第21条の規定により都及び特別区の基準財政需要額、基準財政収入額をそれぞれ合算して算定している。

注5 上記の計数は、表示単位未満四捨五入による。

# 東京都における財源超過額の推移

(億円)



注1 平成28年までは、総務省「地方財政統計年報」、平成29年及び平成30年は、東京都財務局ホームページより作成。

2 「道府県分」は、都が行う道府県行政を算定するもの。

3 「大都市分」は、特別区の区域内で東京都及び特別区が行う市町村行政を算定するもの。

4 端数処理のため、内訳と合計が一致しないことがある。

(年)